

仕 様 書

1 件名

超音波診断装置の賃借

2 賃借期間

令和元年（2019 年）10 月 1 日から令和 9 年（2027 年）9 月 30 日まで

3 履行場所

東京都荒川区東尾久七丁目 2 番 1 0 号 首都大学東京 荒川キャンパス

4 品名等

キヤノンメディカルシステムズ株式会社製 超音波診断装置 Aplio i800

5 機器仕様

本システムの機器仕様は、別紙システム構成表のとおりである。

6 引き渡し条件

納入場所において、賃貸人立会いのもとで検査を実施し、その合格と納品物の完納を以って引き渡しとする。

7 納品物

- （1）取扱説明書及び付随する書類（日本語） 各1式
- （2）製造元発行の保証書 1 式

8 機器の設置・撤去

- （1）機器等の納入・設置・撤去場所は荒川キャンパスとする。
- （2）納入・設置・撤去等に係る諸費用（機器の搬出入、養生、備付、調整、雑材料、工事等）の経費はすべて賃貸人の負担とする。
- （3）別添付図に指定する場所に搬入し、設置、備付をすること。
- （4）納入・設置・撤去にあたっては、施設の状況（既存物品の状況も含む）を十分認識し、物品等の搬出入、設置作業を行うとともに、災害発生時等に対する安全対策に万全の処置を講ずること。万一建物等に損害を与えた場合は、賃貸人の負担により原状に復帰する。また、盗難等についても同様とする。
- （5）納入・設置・撤去は安全に十分に配慮し、怪我のないように行うこと。また、建物及び設備を傷つけないよう特に配慮すること。万一、損害を生じた場合は、賃貸人の負担により原状に復旧すること。
- （6）納入・設置・撤去時の発生材、梱包等は賃貸人が責任を持って引取り、関係法令に

基づき、適切に処理すること。

(7) 納入・設置・撤去日時については、賃借人と詳細な日程・時間調整を行うこと。

(8) 以下の項目について完成検査を実施すること。詳細は別途賃借人と協議すること。

イ) 書類検査

ロ) 外観検査、機器配置及び設置状態

ハ) 装置間接続状況及び性能試験

ニ) その他賃借人及び賃貸人が必要と判断した項目

(8) 各賃借物件について、名称、型式、賃借期間・保守連絡先が分かるように物件シール等を表示すること。

(9) 設置完了後、本装置を利用する本学教員に対して、操作方法等について十分説明を行うこと。

(10) 契約満了または解除に伴う機器の撤去、原状回復は賃貸人が行い、その際に必要な費用は、賃貸人の負担とする。

(11) 契約期間満了の際は、蓄積された機器内のデータは消去すること。なお、保存を必要とするデータについては、別途協議する。

9 保守及び障害対応

(1) 保守や障害対応に係る費用は賃借料に含めるものとする。

(2) 本契約内の保守対象は、別紙 システム構成表の1および9とする。

(3) 本システムの機能を十分に発揮し、かつ安全に使用するため、賃借期間中に機器の定期点検を行うこと。点検日の詳細については、別途協議する。

(装置本体 年1回・プローブ全て 年1回・白黒プリンター 年1回点検)

(4) 賃借期間中はオンコール保守対応を行い、通常の使用により故障した場合はすみやかに無償で修理を行うこと。

(5) 障害対応用連絡窓口は、休日・祝日を問わず24時間受け付けること。

(6) 別紙 システム構成表の1および9について、部品の交換が必要になった場合は、賃貸人がその費用を全て負担すること。

(7) 障害時において、復旧のための通報を受けてから短時間で対応ができる体制をとること。

(8) 保守作業は、作業スケジュールを事前に調整し、原則として機器設置場所にて行うこと。

(9) 定期点検または修理等を行った場合は、その都度作業報告書を提出すること。

(10) そのほかの事項については、必要に応じて協議のうえ、適切な対応を取ること。

10 保証

納入後1年以内に発生した故障に関しては、賃借人の責によるものを除き無償による点検、修理を行うこと。

1 1 支払方法

毎月の継続支払いとする。ただし、当該月の履行確認が完了し、適正な請求書が提出された日から 60 日以内に支払うものとする。

1 2 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 7 0 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

1 3 その他

- （1）本システムの導入に伴い、関係省庁への申請書類の作成を速やかに行うこと。また、各種手続きに際しての必要な調査及び情報収集を行うこと。なお、申請に係る諸費用（印紙代等）は賃貸人の負担とする。
- （2）賃貸人は、本機器及びその設置状況について、改善の必要があると認められる場合は、直ちにその理由を添付して賃借人に報告しなければならない。
- （3）賃貸人は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た業務に係る事項及びそれに付随する事項を第三者に漏らしてはならない。また、外部への漏えいがないよう、その保護対策に万全を期すること。契約履行後においても機密を保持すること。
- （4）個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守すること。
- （5）その他、本仕様書に疑義が生じた場合については、その都度、賃借人と協議の上定めるものとする。

担当

首都大学東京荒川キャンパス

管理課会計係 栗原

電話 03-3819-1211/ 内 227

Fax 03-3819-1406

システム構成表

超音波診断装置 1式

【構成内訳】

1.超音波診断装置	1台
2.コンベックスプローブ	1本
3.高周波コンベックス4Dプローブ	1本
4.高周波リニアプローブ	1本
5.高周波リニアプローブ	1本
6.高周波リニアプローブ	1本
7.高周波リニアプローブ	1本
8.セクタプローブ	1本
9.白黒プリンタ	1台
10.超音波診断装置評価用ファントム	1式
11.胎児超音波診断ファントム	1式
12.エラストグラフィ評価用ファントム	1式

1 超音波診断装置は以下の要件を満たすこと。

1-1 超音波診断装置として、装置本体と2から8のプローブ計7本、アウトプットして白黒プリンタから構成されていること。

1-2 装置本体は、以下の要件を満たすこと。

- 1-2-1 フルデジタルデータ処理により高画質画像が得られ、極めて細い超音波ビームでの送受信をを実現していること。
- 1-2-2 1本のプローブで浅部から深部まで高分解能画像と高感度ドプラ血流が得られること。
- 1-2-3 スペクトラムドプラ法として、PWD (パルスドプラ)、HPRF PWD、CWD (連続波ドプラ)を有すること。
- 1-2-4 造影剤モードを搭載しており、造影モードとモニターモードの2画面表示が可能であること。
- 1-2-5 得られた造影イメージング情報から、輝度変化の時間推移をグラフ化し画像に対しての定量解析が行えること。
- 1-2-6 超音波造影剤を自動追跡した軌跡をベクトルでカラーマッピング表示が可能であること。
- 1-2-7 病変部の硬さを色づけ出来る機能を有していること。
- 1-2-8 検査プロトコルを装置に取り組むことができ、さらに同時に参照画像を表示させることが可能であること。
- 1-2-9 装置本体に磁場発生装置を取り付けられ、プローブに磁器センサーを取り付けることで、位置情報を有することができること。
- 1-2-10 CT/MRIの断面画像と、超音波画像の位置を同期して表示できる機能を備えていること。
- 1-2-11 組織の変位が伝搬する速度情報(せん断波伝播速度)の映像化が行える機能を備えていること。
- 1-2-12 せん断波の伝播状態を等高線表示するPropagation表示を有すること。
- 1-2-13 平均輝度曲線から減衰係数値を推定できるアプリケーションが搭載できること。
- 1-2-14 減衰係数値をカラーMap表示でき、さらに指定したROI内の減衰係数値を [dB/cm/MHz]の単位で計測可能であること。
- 1-2-15 低流速血流をフィルタを用いて、アーチファクトを除去し、低流速血流表示が可能であること。
- 1-2-16 メカニカル4Dプローブを用いて取得したVolumeデータを、Volume表示、Multi View表示が可能であること。
- 1-2-17 取得したVolumeデータを、360度自由に設定可能な光源からの環境光の効果により、リアルな4D画像を描出できること。
- 1-2-18 観察モニターは23インチ以上の取っ手付き液晶モニターで、Full HD(1920×1080)以上の解像度を有すること。
- 1-2-19 タッチスクリーンに表示されるソフトウェアキーボードにより文字の入力が行えること。
- 1-2-20 12.1 インチ以上の液晶モニターで、約15° の範囲でタッチパネルの傾斜角度が調整可能であること。
- 1-2-21 パネル下に収納可能なハードウェアキーボードが取り付け可能なこと。
- 1-2-22 心臓2D壁運動解析ができ、解析時に左室心尖像の関心領域を全自動で設定できること。

- 1-2-23 心臓2D壁運動解析は短軸像と長軸像の双方に対して心筋を内膜側、外膜側に分けた壁運動解析が可能であること。
- 1-2-24 4つのプローブコネクタを備え、タッチスクリーンのボタンでプローブ切替が行えること。
- 1-2-25 静止画はBMP/JPEG、動画はWMV9/H.264の汎用画像フォーマットでエクスポートが行えること。
- 1-2-26 エコーゼリーを保温するためのウォーマーを有しており、装置本体の電源 (on/off) に連動していること。
- 1-2-27 電源がシャットダウンからの状態での起動で30秒以内に装置が使用できる状態になること。
- 1-2-28 幅580mm、奥行き953mm～1053mm、高さ1177mm～1757mm以下であること。
- 1-2-29 本体の質量は約110kg以下であること。

2 コンベックスプローブは以下の要件を満たすこと。

- 2-1 マトリックスアレイプローブであること。
- 2-2 単結晶 (シングルクリスタル) 素材の素子を採用していること。
- 2-3 周波数レンジは1.8MHz～6.2MHz以上であること。
- 2-4 視野角は約70° 以上であること。
- 2-5 腹部領域においてFusion機能の対応が可能であること。

3 高周波コンベックス4Dプローブは以下の要件を満たすこと。

- 3-1 周波数レンジは2.5MHz～7.5MHz以上であること。
- 3-2 視野角は約70° 以上であること。
- 3-3 メカニカル方式の4Dプローブであること。

4 高周波リニアプローブは以下の要件を満たすこと。

- 4-1 マトリックスアレイプローブであること。
- 4-2 周波数レンジは3.5MHz～11.5MHz以上であること。
- 4-3 視野幅は約46mm以上であること。

5 高周波リニアプローブは以下の要件を満たすこと。

- 5-1 マトリックスアレイプローブであること。
- 5-2 周波数レンジは4.0MHz～18.2MHz以上であること。
- 5-3 視野幅は約46mm以上であること。

6 高周波リニアプローブは以下の要件を満たすこと。

- 6-1 マトリックスアレイプローブであること。
- 6-2 周波数レンジは8.8MHz～24.0MHz以上であること。
- 6-3 視野幅は約41mm以上であること。

7 高周波リニアプローブは以下の要件を満たすこと。

- 7-1 マトリックスアレイプローブであること。
- 7-2 周波数レンジは10.0MHz～33.0MHz以上であること。
- 7-3 視野幅は約31mm以上であること。

8 セクタプローブは以下の要件を満たすこと。

- 8-1 マトリックスアレイプローブであること。
- 8-2 単結晶 (シングルクリスタル) 素材の素子を採用していること。
- 8-3 周波数レンジは1.7MHz～6.0MHz以上であること。

9 白黒プリンタは以下の要件を満たすこと。

- 9-1 薄膜サーマルヘッド感熱記録方式であること。
- 9-2 超音波装置本体のパネル操作によりプリントが行えること。
- 9-3 重量は約1.6kg程度であること。

10 超音波診断装置評価用ファントム は以下の要件を満たすこと。

- 10-1 方位分解能および距離分解能が評価できること。
- 10-2 材質は軟質エラストマー樹脂を使用していること。
- 10-3 重量は約3.6kg程度であること。

11 胎児超音波診断ファントムは以下の要件を満たすこと。

- 11-1 正常胎児を設定しており、リアルタイムな画像の描出が出来ること。
- 11-2 材質は軟質エラストマー樹脂を使用していること。
- 11-3 重量は約6kg程度であること。

12 エラストグラフィ評価用ファントムは以下の要件を満たすこと。

- 12-1 つくばスコアをファントムにて再現したファントムであること。
- 12-2 5段階の弾性スコアが判定できること。